

## 第4節 災害復旧・復興期の取組み

### 1 想定される状況

災害発生から概ね1ヶ月以降となる復旧・復興期は、避難所等における長期生活の継続や、将来への生活不安等から、被災者に慢性疲労の蓄積が見られる。また、救援物資の過不足により、糖尿病や高血圧等、慢性疾患の悪化が見られる場合がある。

仮設住宅の建設後には順次入居が始まるが、避難所等で調理をしない生活が長く続いたことや、仮設住宅のキッチンが狭い等の事情により、調理担当者の調理意欲の減退が見られる場合がある。

### 2 活動内容

#### 市町村・厚生センター（保健所）

##### （1）長期的な支援活動の実施

###### ①食生活環境の把握（住宅の状況や地域の食料供給源の状況）

市町村及び厚生センター（保健所）栄養士は、災害対策本部や地域の自治会、食生活改善推進員等のボランティア等から、仮設住宅や被災住宅の生活状況及び地域の食料供給源（スーパー、コンビニエンスストア、個人商店、農家等）の情報を把握する。

また、状況把握を踏まえ、復旧段階を見据えた活動を計画、提案していく。

###### ②訪問栄養・食生活相談等の実施、支援

###### ア．仮設住宅入居後の訪問相談

市町村栄養士は、避難所等の栄養状態や栄養相談結果から継続支援が必要と思われる者に対して、移住先等の情報を把握しておき、訪問等により、経過を把握、評価する。

避難所等で相談が必要なかった者についても、避難所生活等によって疾病が悪化したり、食欲が低下する等、栄養・食生活支援が必要な場合には、保健師等との連携により、計画を作成し訪問栄養・食生活相談を実施する。

厚生センター（保健所）栄養士は、市町村と連携し、必要な人に漏れなく関わられるよう情報共有等に配慮するとともに、特別な栄養管理が必要な人等に対し、所内で連携して栄養・食生活の面から訪問栄養・食生活相談を実施する。

###### イ．長期的な避難所生活の場合や仮設住宅入居後の支援

自立した食事づくりへの意欲低下が起こることや、仮設住宅等では、新しいコミュニティを形成することが想定される。市町村栄養士は、保健師等と連携し、食生活への意識向上や調理意欲の喚起、運動不足の予防等を図るとともに、連帯感や仲間づくりにつなげるために、食生活相談（簡単な調理のデモンストレーションや、食環境の変化に対応した食事や料理方法の紹介）、食事会、運動指導、レクリエー

シヨンの企画、実施等により支援を行う。

厚生センター（保健所）栄養士は市町村栄養士と連携し、支援を行う。

(2) 災害時支援体制の検証、評価と改善

①食生活実態調査の実施

厚生センター栄養士は、今後の対策への基礎資料を得ることを目的に、市町村と連携し、被災者の食生活実態調査を実施する。

②マニュアルに基づく実施状況の確認

市町村・厚生センター（保健所）栄養士は、本マニュアル等に基づき「栄養・食生活支援」を円滑に遂行することができたか、関係部局・機関からも情報を収集し、各所における栄養・食生活支援体制について検証・評価し、今後に活かす。

厚生センター栄養士は、評価を踏まえ、活動の見直しについて県（健康課）と協議する。

県（健康課）

（1）長期的な支援体制整備（連絡調整会議の開催）

食生活支援の長期化が予想される場合、厚生センター（保健所）、市町村及び栄養士会、食生活改善推進連絡協議会等の関係団体との連絡調整会議を開催し、課題の共有、県民への啓発事項等についても検討、共通認識を持ち、改善を図る。

【開催例】

①関係団体との会議、研修会の開催

定期的に行われ、情報の共有化と継続的な啓発事項の周知を行う。

②厚生センター（保健所）等との情報交換会の開催

③広域的な情報交換会の開催

他厚生センター（保健所）管内の情報を入手し、食生活支援体制の充実にむけた体制整備を図る。

（2）災害時支援状況の検証、評価と改善

①災害時状況調査の実施

厚生センター（保健所）と連携し、今後の対策への基礎資料を得ること目的に、被災者の食生活実態調査を実施し、とりまとめる。

②マニュアルに基づく実施状況の確認

食生活支援体制について、検証・評価し、活動を見直し改善方法等を検討する。また、厚生センター（保健所）及び市町村、関係団体等からマニュアルの活用実態について情報を収集し、マニュアルの見直しを行う。

（3）支援の施策化と予算化

被災に伴う食生活支援対策が長期的に必要な場合には、食生活支援対策を施策化するとともに、実施のための財源を確保する。

【対策例】

- ・避難者や要支援者への巡回栄養相談
- ・避難所への巡回栄養相談の実施
- ・被災者の栄養・食生活の状況把握等の施策化、予算計上